

高浜原発3・4号再稼働、事故時の避難計画等に関する質問・要望書

高島市民の避難先である大阪市等の最終避難所は決まっています

高島市をはじめ、周辺自治体の同意なしに再稼働は認められないと表明してください

高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください

高島市長 福井 正明 様

私達は、1月29日に大阪府に対し、広域避難受け入れ計画の状況や再稼働に関する申し入れを行いました。大阪府は、高浜3・4号再稼働にあたっては、30km圏外、大阪府も含め関西の自治体の同意が必要であると表明しました。一方、高島市民の避難受け入れについては、避難所の確定すら出来ておらず、昨年3月の関西広域連合の広域避難ガイドライン策定後、何も具体的に進められていないことが分かりました。これでは、高島市民の安全を守ることはできません。

高浜原発3・4号の再稼働に向け、原子力規制委員会は1月16日にパブリックコメントを締め切り、2月初めにも基本設計の合格証にあたる審査書を確定しようとしています。しかし、規制委員会の審査書案では、高浜3・4号の安全性は保証されません。高浜3・4号ではプルサーマルを前提としていますが、プルサーマルには審査基準・ガイドもありません。基準がなければ審査できるはずもないのに、新規制基準に適合しているとの判断を下そうとしています。

関電と福井県知事は、地元同意の範囲は、福井県と高浜町に限ると表明しています。また、関電と京都府の安全協定改定の議論では、再稼働の同意権なしの改定の方が示され、京都府民は批判を強めています。滋賀県知事や高島市長は、これまで何度も立地並みの安全協定の必要性や再稼働について慎重な発言をされています。このような姿勢を貫き、再稼働については、高島市、滋賀県の同意が必要との旨を表明してください。

関西の1300万人が、琵琶湖を生命の水瓶として日々の暮らしを送っています。原発事故で琵琶湖が汚染されれば、関西一円は甚大な影響を被り、大阪・兵庫への避難も困難となります。琵琶湖を守るため、日々尽力されている高島市、滋賀県には、感謝と同時に、高浜原発の再稼働について、反対を表明されるよう強く求めます。

これらを踏まえ、以下の質問と要望に答えて下さい。

【質問事項】

1. 高島市民の受け入れ先である大阪市等の最終避難所について

朽木村、安曇川町など高島市民約1万7千名の受け入れ先となる大阪市等の最終避難所はまだ決まっています。大阪府は、そのことを合理化するかのように「施設の候補はあるが具体的には決めていない。避難計画の中に最終避難所まで明記する予定は無く、施設名の公表は考えていない。滋賀県の避難計画は、避難指示後7日の間に避難すればよいことになっており、最終避難所はその間に決めればよい」等と無責任にも発言しました。最終避難所が高島市民に周知されることは、最低限必要です。当然のことながら、高島市が昨年8月に改定された「高

島市原子力災害住民避難計画」でも、拠点避難所の鶴見緑地公園から先の避難所名は書かれていません。

(1) 大阪市等とは具体的な相談をしていますか。

(2) 避難所も確定していない現状では、未だ避難計画の実効性はありません。そのような認識ですか。

2. 高島市民が避難する避難所が危険区域にないかについて

2013年6月に災害対策基本法等が改正され(昨年4月施行)津波や土砂災害などの危険区域(「安全区域」外)に避難所を指定してはならないことになっています。しかし、兵庫県の避難所の3割が土砂災害などの危険区域に設定されたままです¹。

大阪府は「滋賀県民を受け入れる避難所で危険区域にある施設は存在するので、各市町村で対応中」との回答でした。しかし、危険区域にある避難所名を把握していませんでした。また、「事故時に危険区域の避難所に優先的に入れることはしないが、状況に応じてということになる」と状況によっては危険区域の避難所を使う可能性を否定しませんでした。

兵庫県の市町では、避難者の安全を守るため一部で見直しが始まっています。避難先の大阪府の市町に、危険区域にある避難所を公表し、見直しを進めるよう求めるべきではありませんか。

3. 要援護者の広域避難について

高島市の要援護者の人数などは把握していますか。大阪府は「滋賀県から聞いておらず、受け入れの具体化は出来ていない」と話しています。大阪の避難先市町・大阪府とはどのような議論になっているのですか。

4. 関西広域連合の国への申し入れ書について

昨年12月25日、関西広域連合は、国に対する「原子力防災対策に関する申し入れ」(三日月知事も連名)をまとめ国に提出しました。申し入れ書では、UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との立地自治体並みの安全協定締結について、政府が指導すること等、7項目を要求しています。そして、「これらが実行されないとすれば、高浜発電所の再稼働を容認できる環境にはない」としています。

高島市としても、申し入れ書の7項目が実行されない限り、高浜3・4号の再稼働は認められないということでしょうか。

5. 高浜3・4号の安全性問題、住民説明会について

高浜3・4号の審査書案を公表した昨年12月17日の規制委員会の会合で、市村管理官は「審査書には書かれていないが、プルサーマルはすでに許可を出しており、実施は前提になっている」とわざわざ特別に説明しました。

しかし、1月13日に参議院議員会館で行われた市民と規制庁との交渉で、以下のように、

¹ 私達が兵庫県下の全市町にアンケート調査したところ、福井県と京都府からの広域避難受け入れを行う兵庫県では、41市町のうち24市町で土砂災害警戒区域などの危険区域に避難所があるとの回答でした。

プルサーマルの審査基準がないこと等、高浜3・4号の安全性が確保されていないことが明らかになりました。

福井県知事は、県主催の住民説明会は開かないと昨年から早々と表明し、住民への説明義務を放棄しています。しかし、立地自治体はもとより、大事故により被害を受ける可能性のある全ての自治体で住民説明会が開かれるべきです。

原子力規制委員会に対して、安全性や避難計画の問題について、滋賀県・高島市でも住民説明会を開催するように求めるべきではありませんか。

- ・プルサーマルの安全性を評価するための審査基準・ガイドはない。ウラン炉心に比べてパラメータ等を厳しく設定しているとしているが、それを審査する基準がないため、安全性を確認できたとは言えない。3.11以前の許可では重大事故の審査は行われていない。
- ・使用済MOX燃料の処理の方法は決まっていないことを認めながら、MOX燃料の使用を認めるなど無責任極まりない。
- ・汚染水対策については、放水砲とシルトフェンスだけでよしとしている。他方、重大事故では大量の汚染水が原子炉格納容器に溜まることは認めながら、その処理は中長期的な対策に委ね、「方針をつくる」ことを確認しただけで、具体的な対策はない等々。

【要 望 事 項】

1. 大阪市等では高島市民を受け入れる最終避難所が決まっていません。危険区域にある避難所の見直しも大阪府各市町村で検討中の状況です。大阪府の避難受け入れ体制はできていません。避難計画ができていないもとで、高浜3・4号の再稼働を認めないください。
2. 高浜原発3・4号の再稼働にあたっては、高島市の同意も必要であると表明してください。
3. プルサーマルは危険な原発をさらに危険にします。プルサーマルの安全性を判断するための審査基準はなく、これでは安全性は評価できません。プルサーマル反対とそれを前提にしている高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください。
4. 高浜原発3・4号の再稼働の前に、安全性と避難計画の問題、再稼働の是非について、規制委員会に住民の意見を聞く説明会を求めてください。

2015年2月3日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション / 原発なしで暮らしたい丹波の会 /
脱原発はりまアクション / 原発防災を考える兵庫の会 / 美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581